

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。



カードリーダーにて
薬剤情報・特定健診情報の提供に『同意する』場合、
マイナンバーを利用する扱いとなります。

薬剤情報・特定健診情報の提供に『同意しない』場合や、
利用者証明用電子証明書が失効している場合は、
「マイナンバーカードを利用しない」扱いとなります。

	マイナ保険証利用（情報取得同意）	点数
初診時	同意する	1点
	同意しない	3点
再診時 (3月に1回)	同意する	1点
	同意しない	2点

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。